

【研究ノート】

スウェーデンにおけるLGBTQ+に関連する制度について ——現地でのインタビューから

千葉大学大学院人文公共学府人文公共学専攻博士前期課程

湯田 舞

1. はじめに

本誌では、2024年8月19日（月）から8月24日（土）まで、スウェーデンのストックホルムに滞在し行った、LGBTQ+に関連する制度についてのインタビュー調査についての、報告及び考察を行う。尚、本誌において、性的マイノリティを表す表現は、「LGBTQ+」を用いるが、インタビュー内容や引用箇所においては、各団体のwebサイトで用いられている表現¹を用いる。

近年、日本では、2024年の同性婚訴訟における違憲判決²、2023年の性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律における手術要件についての違憲判決³が最高裁にて決定される等、LGBTQ+の権利保障に関する動きが活発になっている。しかし、これらの現状は、世界の現状を鑑みれば、決して早いとは言えない。

例えば、スウェーデンでは、1972年に、世界で初めて性別変更に関する法律（Legal Gender recognition Act）が施行されている。また、1979年には同性愛が疾病リストから除外され、学校や職場等、様々な分野における差別禁止法も制定されている。また、1995年には、パートナーシップに関する法律（the

¹ スウェーデン政府引用箇所は「LGBTIQ」、RFSLでは「LGBTQI」、SÖDERGÅRDENでは「LGBTQIA+」、英語表記が不明な場合は、「LGBTQ+」と表す。

² 高裁令和6年3月14日「令和3年（ネ）第194号：損害賠償請求控訴事件」

³ 最高裁令和5年10月25日大法院判決「令和2年（ク）第993号：性別の取扱いの変更申立て却下審判に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件」

Registered Partnership Act) が施行され、2009 年には、婚姻法及び配偶者に関する法律 (the Marriage Code and other statutes relating to spouses) が改正される (Government Offices of Sweden, 2018) 等⁴、LGBTQ+ に関する法整備が進んでいる。井樋 (2009: 15) によれば、「『同性婚』を国レベルで法的に認めたのは、スウェーデンが世界で 7 番目」であり、2023 年 2 月時点で、39 カ国が同性婚を認めている⁵ ことを踏まえると、世界的に見ても先進的に法整備を進めたと言えるだろう。加えて、スウェーデン政府は、2025 年 1 月 24 日に「LGBTIQ の人々の権利と機会を支援する取り組みを統合、補完、および動員することで、さらに強化する」ことを目指した「包摂的で平等な社会に向けた新たな行動計画」を発表した。この計画では、様々な政策分野の目標に対する長期的アプローチを戦略的に行う幅広い機関が定められ、デジタル環境下での蔓延する敵意についての調査や支援等も含まれており⁶、制度だけでなく、その後の文化や仕組み作りも進められているのである。

よって本誌では、LGBTQ+ に関する先駆的な取り組みを続けるスウェーデンに焦点を当て、LGBTQ+ に関連する制度についてのインタビュー調査の内容を基に、報告及び考察を行う。本報告及び考察から、単に現在の LGBTQ+ に対するスウェーデンの取り組みを共有するだけでなく、今後の日本において必要な課題を示し、乗り越えるための一助となることを目指している。

⁴ スウェーデン政府公式 we サイト・英語版 'Chronological overview of LGBT persons rights in Sweden' に記載されている。(https://www.government.se/articles/2018/07/chronological-overview-of-lgbt-persons-rights-in-sweden/2025 年 1 月 26 日参照)

⁵ NPO 法人 EMA 日本公式 web サイト「世界の同性婚」参照 (http://emajapan.org/promssm/world2025 年 1 月 26 日参照)

⁶ スウェーデン政府公式 we サイト・英語版に記載されたプレスリリース 'Proud and safe - a new action plan for equal rights and opportunities for LGBTIQ people' に記載されている。(https://www.government.se/press-releases/2025/01/proud-and-safe---a-new-action-plan-for-equal-rights-and-opportunities-for-lgbtqi-people/2025 年 1 月 26 日参照)

2. スウェーデンでの調査行程

スウェーデン滞在における、調査行程は、以下のとおりである。

滞在期間：2024/8/19～8/24

滞在都市：ストックホルム

滞在行程

8/19：アテンドしてくださる方と打ち合わせ

8/20：「REGNBÅGEN」視察・スタッフインタビュー ①

8/21：「RFSL」視察・スタッフインタビュー ②

8/22-23：「SÖDERGÅRDEN」視察・スタッフインタビュー ③

8/23：スウェーデンで同性婚されたカップルへインタビュー

3. 視察・インタビュー結果

① REGNBÅGEN 視察

REGNBÅGEN は、スウェーデン語で「虹」という意味であり、ヨーロッパ初のLGBTQ+の高齢者向け住宅として、2013年より運営を行なっている。市の不動産会社「Micasa Fastigheter」より28戸のアパートを借り、会員に貸し出しを行なっている⁷。今回は、設立経緯・運営方法やその独自性についてのインタビューを行った。

◆設立者 Christer Fallman 氏へのインタビュー

— 運営の経緯及び運営方法について

「約15年前、LGBTQ+へのシニア（55歳以上）向け住宅を使用・運営したいという旨をストックホルム市の行政及び議員に要請し、それをきっかけに議論が始まり、実現されました。その後、不動産会社が所有しているアパートメントのうち3階分が『REGNBÅGEN』に貸与されることになり、現在、計28世帯・34人を居住しています。入居希望者は多く、数百名の待機者がいる

⁷ REGNBÅGEN 公式 web サイトに記載されている。(https://www.regnbagen.net/2025年1月26日参照)

【図 1】 アパートメント内共有スペース内の様子



出典：筆者撮影

状況です。運営形態は、分譲と賃貸の中間のような形式で、住人は、家賃を支払いながら、自分達で管理・運営にも参画する『cooperative』（協同組合）という運営形態です。アパートメント内には、安価で食事の提供が行われる食堂の他、病院、図書館、美容院、フットケア等も併設されていることで、生活の必要な要素が、アパートメント内で行うことが出来る状況になっています。また、集会所等人が集まることが出来る場所も複数あり、人々が集まる場として、様々なイベント開催等に活用されています」。

—REGNBÅGEN の事業の独自性や意義について

「ヨーロッパ全体として見ても、LGBTQ+ を対象とした高齢者向け施設の存在は希少です。また、REGNBÅGEN には、世界各国から、数多くのジャーナリストが訪れ、マスメディア等を通して世界に発信しています。LGBTQ+ 向け情報媒体（例：ゲイ向けの雑誌）は、若者向けの情報発信がメインなので、若者以外の当事者等が受け取れる情報が少ない現状があります。メジャーな雑誌やメディアの取材を受けることで、高齢者向けの情報を発信することは、支援情報へのアクセスが困難な人に対する貴重な情報源であり支援に繋がっています」。

② RFSL 視察

RFSL は、1950 年に設立した、「すべての LGBTQI の人々の人権が尊重され、

誰も取り残されることのない平等な世界の実現」を目指した非営利組織であり、「世界で現存する最古のLGBTQI権利団体のひとつ」である。「地域、国内、国際的に活動」しており、「スウェーデン全土に7,000人以上の会員と36の支部を持つ」組織である。当事者が繋がる場づくり等の支援だけでなく、政策提言や、運動家のトレーニング等も行い国際的な連携も含めた多岐にわたる活動を行う団体である⁸。

◆スタッフへのインタビュー

一性別変更に関する法改正及び立法過程への参画について

「性別の承認に関する法律 (Legal Gender recognition Act) が今年 (2024年) 改正され、翌年初旬に施行される予定です。これまでより、法的な性別を変更する手続きが簡便になりますが、課題として残るのは、『誰が承認するのか』ということについてです。本人が『望めば』それだけで変えられるのではなく、『他の誰か』が承認しなければならない、という点です」。

「法改正への参画については、スウェーデンでは、政府関係者と会うことや、議論を行うことは比較的容易だと思います。立法行為への市民参加の概念が根付いており、その分、時間がかかることもありますが、立法の際には、政府が市民や市民運動団体に意見を聞く文化があります。RFSLは、国内最大のLGBTQI支援団体であり、多くの会員がいるので、より政府に接触しやすいという状況もあります。今回の法改正は、約5年間かかっています。議員や支援組織から政府に向けた働きかけがあり、その後、調査委員会が発足、調査報告書が作成されました。スウェーデンでは、国・県・地方自治体それぞれで制度をつくるのが出来ません。英語で言うと、「State/region/municipality」のような形に分かれており、それぞれの責任範囲が明確に分かれているので、やや中央集権的と言えるかもしれません。例えば、regionは健康福祉、交通等の分野について、municipalityは高齢者支援、学校等の分野について行うことになっており、役割が全く違います。ジェンダー関連分野はstateが担当してい

⁸ RFSL公式webサイトに記載されている。(https://www.rfsl.se/en/2025年1月26日参照)

ます。」

—法改正の際に大きな議論となった点について

「『男性』『女性』以外の性別を法的に認めることについては、性別 2 元論も根強く、大きな議論となりました。今回の法改正の際には、『男性』『女性』以外の性別を法的に認めることには至りませんでした。」

—同性婚法制化及びパートナーシップ制度について

「スウェーデンでは、1995 年にパートナーシップ制度が施行された後、2009 年に同性婚が法的に認められ、包摂されたので、現在は、パートナーシップ制度は存在しません。パートナーシップにまつわる課題としては、子どもを持つ際の困難性があるでしょう。また、スウェーデンは EU 加盟国であり、加盟国間を容易に移動できますが、例えば、移動先の国の法律によっては、同性カップルが子どもの『両親』になることの可否が分かれる場合もあり、国を跨いで移動出来るが故の困難性もあります。」

—スウェーデンにおける今後の課題について

「直近では、性別変更について大きな議論があったので、次は何が大きな議論になるかはまだ分からない状況ではありますが、『子どもを持つ』ということについては、まだ課題があると言えるでしょう。スウェーデンの healthcare システムにおいては、ほぼ無料で、精子提供や生殖補助医療を受けることが出来ますが、待ち時間が長いことは、課題でしょう。また、スウェーデンにおいて、代理出産は違法であり、その点においては、様々な意見があるので、議論が必要とされています。もうひとつは、『Conversion therapy』（転向療法）です。スウェーデンでは、宗教関係者を中心に、同性愛等を『病気』とみなし、治療するという文化が未だに残っており、それを禁止するべきかどうか、という議論⁹が行われています。」

⁹ RFS L 公式 web サイト 'What are conversion attempts, and why should they be prohibited?' に、見解が記されている。(https://www.rfsl.se/en/lgbtq-facts/vad-ar-omvandelseforsok/2025 年 1 月 26 日参照)

③ SÖDERGÅRDEN 視察

スウェーデン語で、「南の家」という意味であり、1916年にストックホルムで設立された、伝統ある組織である。「19世紀末の都市化により社会問題が生じ、貧富の差が拡大」したことを受けて、「異なる年齢、文化、意見、仕事分野に属する人々間のコミュニティと理解を促進するために活動し、変化する社会のニーズに合わせて活動が適応される社会、文化、教育センターとなること」を目指して作られた¹⁰。今回、視察及びインタビューを行なったのは、「Spektrum」という事業についてである。「Spektrum」は、12歳から18歳のLGBTQIA+の若者が集まる場であり、インタビューに応じてくれたスタッフによると、「約10年前に始まった事業であり、LGBTQIA+の人々が集まる場が、ゲイバーやディスコ以外になかなかない中で、人々が集まることが出来る、重要な場所」である。

◆スタッフへのインタビュー

ースウェーデンにおける、性別移行過程について

「相談をしてからホルモン治療までは約1年半、そこから手術まで1年かかり、GID (Gender Identity Disorder) 治療チームの医師からの診断が必要となります。スウェーデンでは、ストックホルム含む3都市に医療チームがいます。費用は、政府からの支出があるので、ほぼ全て無料です。ホルモン治療、手術は18歳以上でないと受けられないため、医療プロセスの中で、親の理解はとても重要で、親も共に話してゆくことが重要になってきます。性別移行過程における課題は、治療までにかかる時間の長さです。無料で治療を受けることが出来ますが、政府のヘルスケア部門への予算配分は変動するので、予算が少なくなると、待ち時間も長くなります。若者が医療を受ける場合は、医療ケアを専門とするユースセンターがストックホルムに数十箇所あり、生殖医療、精神医療、性医療等を行っています。専門性が高いので、多くの人はそこに行ってから、GID治療チームに行くという経過を辿りますが、ここでも、待ち時間

¹⁰ SÖDERGÅRDEN 公式 web サイトに記載されている。(https://sodergarden.org/ung/#Spektrum-+Plus2025年1月26日参照)

は問題になります。』

—性別変更に関する法律について

「スウェーデンでは、1972年、法的に性別変更が認められました。2013年には、法改正によって、性別変更した人が結婚して子どもを持つことも可能になり、精子を残すことも、政府支援により無料で行えるようになりました。一方で、法改正までは、法律によって、トランスジェンダーや障がいのある人々が法的な性別変更を行う際には、Sterilization（不妊にすること、断種手術）を行わなければなりません。手術を受けなくてはならなかったこと（子どもを残せない状態にならなくてはならなかったこと）への謝罪として、政府から手術を受けた人々へ、補償 200,000SEK（スウェーデンクローネ）の支払いが行われました。」

※スウェーデンでは、2013年に、法的性別認定法（Legal Gender recognition Act）における強制不妊手術要件が廃止され、2018年には、廃止以前に不妊手術を受けた人々に対する金銭的補償申請が可能となっている¹¹。

—今後の課題について

「より多様な性の人々（ノンバイナリー等、『男性』『女性』という枠組みに括られない人びと）の存在の、社会的な受け容れが、追いついていないことでしょう。性別は、『男性』『女性』の2種類であるという考えは根強いと感じています。」

4. 考察

スウェーデンでのフィールド調査を通じて、下記4点について、考察を行なった。

①政策策定時の市民参加・合意形成について

インタビューを通じ、スウェーデンでの法制化プロセスでは、政策策定の際に、政府から専門家や民間団体へ意見を求め、調査委員会にて議論される仕組

¹¹ スウェーデン政府公式webサイト・英語版‘Chronological overview of LGBT persons rights in Sweden’に記載されている。(https://www.government.se/articles/2018/07/chronological-overview-of-lgbt-persons-rights-in-sweden/2025年1月26日参照)

【図2】 SÖDERGÅRDEN 施設内の様子 (左) と施設の入口の様子 (右)



出典：ともに筆者撮影

みがあることが明らかになった。また、それらの仕組みが、“政治への市民参加の実感”に繋がっている様子を窺うことができた。例えば、性別2元論のように大きく意見が分かれるテーマであれば、議論に時間がかかることもあるとのことであったが、市民参加の感覚が醸成され、政治との距離の近さを感じ易いのではないかと感じた。

スウェーデンにおける政治への市民参加について、下野(2006:146)は、スウェーデンが1969年に成立させた強制合併法に基づく強制的な合併の経緯についての調査の中で、コミューンと合併委員会が、時間をかけ十分な議論を行ったことによる「民主主義的なプロセス」が非常に重要であり、「地方分権には、住民の政治参加が不可欠」であると結論づけている一方、日本においては、政治家や政治運動に対する忌避感が強く、政治参画への意識の希薄さが投票率の低さにも繋がっていることを問題提起している。

②国と自治体の関係について

法制化のプロセスについては、国と地方自治体の役割における、日本との違いが明らかになった。スウェーデンでは、LGBTQ+に関する施策は、「Ministry of Employment」に属し、男女平等や人種等のその他人権課題と共に、雇用部門として、国の管轄となっている¹²。自治体国際化協会(2004:3-4)によれば、スウェーデンにおける地方自治の仕組みとして、地方自治体は、「概ね日本の市

町村に近い基礎的自治体」である「コミューン (Kommun)」と、「地域的に複数のコミューンを含むより広域的な自治体」である「ランスティング (Landsting)」の 2 種類 (両者の関係は対等) がある。また、国と地方自治体の関係については、国 (議会と内閣) は、「地方自治体の事業について法的及び経済的な枠組みを設定し、各分野についての目標と指針」を示し、地方自治体の実施する事業は、一般的権限である「住宅の供給、道路ネットワークの整備、交通、通信、上下水道、エネルギーの生産と供給、レジャー、文化活動」等及び、特別法に基づく事務事業として、コミューンは「学校教育、社会サービス、高齢者ケア、心身障害者ケア、計画と建築、救助サービス、ある種の環境保護」等、ランスティングは、「医療と歯科治療」等がある一方、国の管轄は、外交、防衛、立法、司法、社会保障、雇用等である (自治体国際化協会 (2004:6))。

一方、日本においては、同性婚は国の法律では認められていないため、地方自治体が、「条例や要綱等によって、一定の要件を備えた同性のカップルに対し、カップルであることの宣誓書の受領、登録、届出の受理や、地方自治体外で契約したパートナーシップ関係を証明、確認」(原田 2022:21) している状況である。

以上のように、スウェーデンにおいては、日本と異なり、国と地方自治体で権限・事業実施分野が大きく異なることが明らかになった。

③性別 2 元論について

インタビューを通じて、スウェーデンにおいて、性別 2 元論については様々な意見があり、大きな議論となっているとことが明らかになった。Elin (2024) によると、2024 年に改正された性別の承認に関する法律 (Legal Gender recognition Act) では、16 歳以上の人には性別違和の事前診断を受けなくても法的性別を変更可能となったが、国家に登録する性別は、「女性」「男性」のいずれ

¹² スウェーデン政府公式 web サイト・英語版 'Ministry of Employment' に記載されている。(https://www.government.se/government-of-sweden/ministry-of-employment/2025 年 1 月 26 日参照)

れかであり、「国家登録に第3の性別を作成する方が現在の変更よりも良かった」という主張もあるという。

日本においても、性別二元論の問題は、教育、医療等様々な分野で議論されており、例えば、西尾ほか(2023:3)は、性別二元論の問題についての指摘に関する先行研究を概観しながら、「女と男に2分しようとする性別二元論は、実際には性別二元論に収まらない多様な性の存在を排除する」と指摘する。性別をどのように捉えるのか、またそれをどう運用するのか、と言う点について、法制化の進度の違いはあるものの、意見の対立があり、現在進行形課題であると言う点は、日本とスウェーデンの類似点であると考えられる。

④性別移行手続きについて

インタビューを通して、性別変更手術について、(1)スウェーデンは医療費が無料であること(2)2013年には性別変更に伴う手術要件が廃止され、2018年には政府からの補償金支払いがなされたことは、日本との大きな違いとして明らかになった。また、2024年の改正においては、4. 考察の「③性別二元論について」で述べたように対象年齢が16歳以上になったことに加え(手術は18歳以上だが、23歳未満の場合、生殖腺は、特別な理由がある場合にのみ除去可能)、「国民登録簿に登録された居住者」であること及び「長い間、自分の身体が性自認と一致していないと感じており、近い将来、この性自認で生きていくと推定」されることが条件となっており、改正前に規定されていた、「外見上は希望する性別の人として生活」する必要がなくなった(Elin(2024))。

一方、日本においては、性別移行に伴う医療費は有料である上に従来自費診療であり、日本精神神経学会 性別不合に関する委員会・日本GI(性別不合)学会(2024:35)によると、2018年度より、「性別不合に関する診断と治療のガイドライン(第5版)」に沿い、「学会認定施設で実施した手術療法は、保険診療の対象」となったが、今後の課題として、「ホルモン療法の保険診療化にあたっては薬事法上の条件を満たす必要があり、未だ保険診療化されていない」ことを挙げており、当事者の負担軽減に向けては課題も残されている。また、性

別変更における手術要件についても、日本では、法的に性別を変更するための条件は、平成 15 年法律第 111 号「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」にて、次のように定められている。1. 「18 歳以上であること」2. 「現に婚姻をしていないこと」3. 「現に未成年の子がいないこと」4. 「生殖腺せんがないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること」5. 「その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること」の 5 つが規定されており、4 号及び 5 号の要件を満たすためには、「一般的には生殖腺を除去した上、異なる性の性器に近似する外観を形成するための手術をする必要」(城・小林, 2022: 172) があるとされる。ただし、日本においても、令和 5 年 10 月 25 日の最高裁判決では、4 号要件について違憲判決がなされ、現在、変化の渦中であると言える。

5. おわりに

スウェーデンでのインタビュー調査にて、スウェーデンにおける LGBTQ+ に関連する制度についての実態や、日本との類似点・相違点が示唆された。「はじめに」で述べたように、日本における LGBTQ+ の権利保障に関する動きは活発になっているものの、同性婚や性同一性障害特例法等の法整備は未だ道半ばである。一方、スウェーデンでは、同性婚や性別移行の手続きについて、法整備だけでなく文化や仕組み作りも進められており、先進事例であると言える。今回の調査では、スウェーデンと日本の類似点・相違点が共に示されたことにより、両国における状況の違いについて、より多層的な要因分析を行う可能性が示唆された。相違点として、政策形成過程における市民参加・合意形成のあり方や、国と地方自治体における権限や事業実施分野の違いが示されたが、それらの相違点が生じる要因や、それらの違いにより生じる影響等のより詳細な分析を行うことは、今後の課題である。また、性別 2 元論についての議論のような類似点も示されたが、いずれにおいても、LGBTQ+ を取り巻く環境は、現在進行形の社会課題である。引き続き、社会情勢に目を向けつつ、仕組みや制度を中心とした先行研究の分析を行うと共に、スウェーデン、日本の類似点及び

相違点双方についてのより詳細な分析及び比較検討等を行うことにより、より多面的な観点から、日本におけるLGBTQ+の権利保障に関する制度や政策形成、政策のあり方について、新たな可能性を示唆したい。

(参考文献)

- Elin Hofverberg (2024) 'Sweden: Parliament Approves New Acts Addressing Legal Gender and Medical Procedures Performed on Genitalia' Law Library of Congress (<https://www.loc.gov/item/global-legal-monitor/2024-04-21/sweden-parliament-approves-new-cts-addressing-legal-gender-and-medical-procedures-performed-on-genitalia/?loclr=bloglaw>, 確認年月日 2025年1月26日)
- Government Offices of Sweden (2018) 'Chronological overview of LGBT persons rights in Sweden' (<https://www.government.se/government-of-sweden/ministry-of-employment/> 確認年月 2025年1月26日)
- REGNBÅGEN (www.regnbagen.net 確認年月日 2025年1月26日)
- RFSL (<https://www.rfsl.se/en/> 確認年月日 2025年1月26日)
- SÖDERGÅRDEN (<https://sodergarden.org/ung/#Spektrum-+Plus> 確認年月日 2025年1月26日)
- 井樋三枝子 (2009) 「立法情報_スウェーデン_同性婚及び挙式に関する改正法」『外国の立法 月刊版』(国立国会図書館調査及び立法考査局編), 14-15
- NPO 法人 EMA 日本「世界の同性婚」(<http://emajapan.org/promssm/world> 確認年月日 2025年1月26日参照)
- 最高裁令和5年10月25日大法廷判決「令和2年(ク)第993号:性別の取扱いの変更申立て却下審判に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件」
- 高裁令和6年3月14日「令和3年(ネ)第194号:損害賠償請求控訴事件」
- 下野恵子 (2006) 「平成の「自主的」合併について——スウェーデンにおける地方自治体の「強制」合併と分離運動から考える」会計検査研究 33, 137-147
- 自治体国際化協会 (2004) 『スウェーデンの地方自治』
- 城祐一郎・小林如乃 (2022) 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律における生殖不能要件及び外観具備要件の合憲性に関し心理学的側面からの検討を含めた考察」慶應法学 47, 169-200
- 西尾優希・李美蘭・遠藤裕乃 (2023) 「『心理学研究』誌における『性別』の取り扱いについての予備的研究」発達心理臨床研究 29, 1-13

日本精神神経学会 性別不合に関する委員会・日本 GI（性別不合）学会（2024）「性別不合に関する診断と治療のガイドライン（第5版）」

原田いづみ（2022）『地方自治体におけるパートナーシップ制度の現状と課題』アジア女性研究第 31, 21-38

（ゆだ まい）

（2025年3月7日受理）